

令和5年度 労働法改正のポイント

～建設業・運送業の2024年問題も解説します～

2020年(令和2年)4より中小企業にも働き方改革への対応が求められるようになりました。長時間労働の是正や、有給休暇取得の対応、同一労働同一賃金等、まだまだ多くの企業が対応しきれていないのが実情です。そこで本講座では働き方改革の根幹をなす、労働法改正についておさらいと最新の内容を解説致します。働き方改革を通じて生産性の高い会社組織を作り、経営の質の向上を目指しましょう。また、環境改善に時間が必要な建設業者や運送業者は、2024年(令和6年)まで働き方改革の施行が猶予されていますが、今後対応が必要ですので、建設業や運送業の対応についても解説します。

主な講座内容

- ・令和4年度以前の労働法改正のおさらい
 1. ハラスメント防止法
 2. 育児介護休業法
 3. 厚生年金保険・健康保険法
 4. 労働基準法
- ・令和5年度の改正について
 1. 中小企業への割増賃金率50%適用
 2. デジタルマネーによる賃金支払い解禁
 3. 育児休業の取得状況の公表を義務付け
- ・建設業、運送業の今後対応について

12月18日(月)
14:00～16:00

〈講師プロフィール〉

なかやま のぶ お

中山 伸雄 氏

- ・社会保険労務士法人
Nice-One 代表
- ・社会保険労務士



大学卒業後1年間、新聞配達に住み込みアルバイトで浪人生活をしながら社会保険労務士の資格取得。生命保険会社にて営業職で2年、その後労務管理システム会社の営業職を3年経験の後、平成20年に社会保険労務士としてカネなし、コネなし、経験なしの状態から、独立開業。独立後にもアルバイトをしながら自己研さんを積み、初めて顧問先企業を獲得後、わずか9年で従業員数17名、顧問先数は150社を超える、埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ300件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間60回以上をこなす。

◆会場 ウェスタ川越1階 多目的ホールA
(川越市新宿町1-17-17)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆定員 60名 (先着順)

〈お申し込み方法〉

必要事項をご記入いただき、**FAX**にてお申込みください。

〈主催〉公益社団法人 **川越法人会**

☎049-257-6191

12/18(月)開催 『令和5年度 労働法改正のポイント』 受講申込書

(公社)川越法人会 行 ⇒ **FAX:049-257-6190**

(申込日: 年 月 日)

会社名		TEL	
所在地		Mail	@
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。